

研究契約に係る間接経費の率の見直しについて

平素より、本学の研究活動へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本学では、従来より、共同研究や受託研究などの産学連携活動を通じて研究活動の成果を社会に還元するため取組を推進してきております。

さて、文部科学省及び経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成 28 年 11 月 30 日)をはじめとする政府方針等において、費用負担の適正化による資金の好循環が必要であると指摘されているところです。

また、公的機関が配分する競争的資金事業の間接経費は、関係府省の申し合わせにより直接経費の 30%とされており、これらの情勢を受けて全国の国公立大学では間接経費(人件費、光熱水費等の研究管理経費)率の引き上げ等が行われています。

このような状況の中で、本学がこれまで以上に地域社会や産業界をはじめとする社会の期待に応え、イノベーション創出による新たな社会的価値を生み出していく使命を果たすためには、研究環境や研究支援体制などの維持は必須であることから、その原資として、研究契約に係る間接経費の率を、令和3年4月1日から次のとおり、改定させていただきたいと存じます。

本学では、これまで以上に地域との多様な連携を進め、本学の先端的領域での基礎および臨床研究に関する情報や成果を広く地域に還元するとともに、本学の研究や臨床に関する「知」の集積を活用することにより、地域における将来の様々なニーズに対応した産学連携活動を推進して参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

○共同研究契約

改定前：直接経費の 15% 改定後：直接経費の 30%

○受託研究契約

改定前：直接経費の 13% 改定後：直接経費の 30%

【施行日】

令和3年4月1日

- * 共同研究契約については、経過措置として、令和4年3月31日までの契約は改定前の割合を適用します。ただし、令和3年度中の新規契約であってもご賛同をいただければ、改定後の率を適用することが可能です。
- * 受託研究契約については、契約済みの契約(複数年契約含む)及び変更契約は対象外とします。また、施行日前に協議が成立している場合などは、改定前の率を適用することができます。

【お問い合わせ先】

札幌医科大学事務局研究支援課知的財産係
電話:011-611-2111

E-mail:chizai@sapmed.ac.jp